

## 石川県済生会金沢病院給食業務受託者選定に係る企画提案書提出要領

### 1 目的

石川県済生会金沢病院の給食業務等については、専門技能、経験及び実績を有する者に委託することにより円滑な業務遂行が期待され、もって患者サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 石川県済生会金沢病院給食業務委託
- (2) 業務内容 別添「石川県済生会金沢病院給食業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 委託期間 令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで  
なお本契約期間満了の6月前までにいずれかから書面による申し出のない場合は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、この期間延長は3年間を限度とする。

### 3 公募公告期間

令和6(2024)年10月4日(金)から令和6(2024)年10月16日(水)まで

### 4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立をした者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をした者又は更生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (5) 仕様書に定める業務を確実に実施することができること。
- (6) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿(以下「資格者名簿」という)に登載されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (7) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 石川県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (9) 当院と同等以上の規模の病院(200床以上の病院)における給食業務の受託実績があること。
- (10) 当院栄養部所属の調理担当職員のうち、本委託業務を受託した者との雇用契約を希望する者に対し、採用を前提とした必要な面接を行うこと。

### 5 参加手続

- (1) 参加申込書等の様式の入手  
参加に必要な様式は、石川県済生会金沢病院事務部施設用度課で入手すること。
- (2) 提出書類  
参加を希望し、応募しようとする者は次の書類を提出すること。

- ①参加申込書（様式1） 1部  
ア）添付書類 各1部  
・法人等概要資料（既存のパンフレット等でも可）  
・組織図  
・提案者概要（様式2-1）  
・法人等の役員名簿（様式2-2）  
・貸借対照表及び損益計算書の写し（それぞれ直前3年分）  
イ）提出期限 令和6年10月23日（水）17時（必着）  
ウ）提出場所 石川県済生会金沢病院 1階 事務部施設用度課  
エ）提出方法 持参し又は郵送すること。
- ②企画提案書（様式3）～（様式3-7） 各9部  
ア）1部を正本とし、残り8部は複写で可  
イ）（様式3）は1枚紙で提出のこと。  
ウ）（様式3-1）から（様式3-7）については、左綴で提出のこと。ホッチキス2点留めとし（ただし、中央から5cm以上離して留めること。）、製本テープ等ホッチキス以外は使用しないこと。  
エ）提出期限 令和6年10月28日（月）17時（必着）  
オ）提出場所 石川県済生会金沢病院 1階 事務部施設用度課  
カ）提出方法 持参し又は郵送すること。

（3）質問の受付及び回答

企画提案書等に関する質問がある場合には、質問書を提出すること。質問内容及びその回答は、令和6年10月18日（金）までに石川県済生会金沢病院ホームページに掲載することにより、すべての参加者に周知する。

- ①提出様式 不問とする。ただし、内容は明確に記載すること。  
②提出期限 令和6年10月16日（水）17時（必着）  
③提出場所 石川県済生会金沢病院 1階 事務部施設用度課  
④提出方法 持参し又は郵送すること。

## 6 選考方法

### （1）概要

「石川県済生会金沢病院給食業務選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を実施し、最優秀提案者を選定する。

### （2）プレゼンテーションの実施

- ①日 時 令和6年10月31日（水）13時00分  
②場 所 石川県済生会金沢病院 第2討議室  
③プレゼンテーションの時間は20分程度とし、終了後、質疑応答を行う。  
④受託した場合、専任配置となる統括責任者は必ずプレゼンテーションに出席すること。

(3) 評価項目・評価の観点と基準

評価項目	評価の観点と基準	評価割合
①業務受託実績	過去の受託実績を評価	10%
②人員配置計画	業務を遂行できる体制であるかを評価	25%
③現場管理体制	現場管理体制が適切であるかを評価	10%
④緊急時, 非常時の体制	休日・夜間の緊急時, 非常時のバックアップ体制を評価	10%
⑤教育研修等の体制	従事者の研修体制が適切であるかを評価	10%
⑥患者サービスの向上	患者サービスの向上への取組が適切であるかを評価	10%
⑦見積金額	委託に要する費用と積算根拠が適正であるかを評価	25%

(4) 提案の無効に関する事項

提案者が次のいずれかに該当したときは、その者の提案を無効とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ② 参加する資格のない者が提案したとき
- ③ 提出書類等を所定の日時及び場所に提出しないとき
- ④ 2以上の提案をしたとき
- ⑤ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑥ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑦ 正常な提案の執行を妨げる等の行為を行う恐れがある者、または、行った者が提案したとき
- ⑧ その他、発注者が指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき

(5) 審査結果の通知

審査後、採否に関わらず各提案者に文書を送付し通知する。

結果通知日 令和6年11月5日(火)

7 選定後の手続き

- (1) 発注者は、選定された最優秀提案者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- (2) 選定された最優秀提案者との契約交渉が不調のときは、次点者から順に同様の契約手続きを行う。
- (3) 委託契約額は、提出された見積額がそのまま採用されるのではなく、委託候補者との協議により、業務仕様書を確定した後に決定する。
- (4) 契約見込額が1億円以上の場合は、石川県済生会理事会の議決を得た上で契約を締結する。

8 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 参加に必要な経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は変更及び返還を求めることができない。ただし、提出期限前についてはこの限りではない。
- (4) 提出された提案書を、提出者に無断で使用及び公開することはないこと。
- (5) 提案者は、最優秀提案者の選定後において、この提出要領、仕様書等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申立てることはできない。また、選定結果に対する照会については、これを認めない。

9 問合せ先等

(1) 書類等の取扱及び問合せ窓口

〒920-0353 金沢市赤土町ニ 13 番地 6

石川県済生会金沢病院事務部施設用度課 担当者 下山

電話 076-266-1060

FAX 076-266-1070

mail [y-shimoyama@saiseikaikanazawa.jp](mailto:y-shimoyama@saiseikaikanazawa.jp)

(2) 書類等の交付、提出及び問い合わせは、土曜日、日曜日及び休日を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。